

2017 November

11

No.813

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 資格取得時の本人確認事務変更のお願い 2
- ・ 「ローマ字氏名届」の提出をお願いします 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 従業員様のご自宅に「医療機関受診すめ」について手紙を送付しております 4
- ・ 柔道整復師の正しいかかり方 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 11月・12月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 加給年金額と振替加算 7

- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 一般的な年金相談に関するお問い合わせは 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆さまへ

資格取得時の本人確認事務変更のお願い

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの「結び付け」を進めております。

基礎年金番号と住民票コードの「結び付け」を一層促進するため、平成28年9月から厚生年金保険の加入時にも住民票コードの特定を行うこととしました。なお、住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、事業主さまあてに住民票上の住所等の照会をさせていただきます。

お手順をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

基礎年金番号をお持ちの方ですか？

(注) 日本に住所を有する20歳以上の方は、原則として基礎年金番号をお持ちです

持っている

資格取得届に基礎年金番号を
記入してください
(年金手帳の添付は不要です)

持っていたことはあるが
年金手帳を紛失

資格取得届と
年金手帳再交付申請書を
併せてご提出ください

持っていたことがない

資格取得届の基礎年金番号は
空欄のままとしてください
(すでに基礎年金番号をお持ちであると
思われる場合は、別途ご本人に照会します)

日本年金機構において住民票コードを確認します

住民票コードを
確認できた方

住民票コードを確認できなかった方

日本年金機構から事業主あてに住民票上の住所などを照会します

日本国内に居住している方
(外国籍で短期在留している方を除く)

住民票上の住所などを
事業主に確認します

外国籍で日本に
短期在留している方※1

資格外活動許可を得て
いることを証明する書類の
写しを送付してください

日本国外に
居住している方※2

ご本人確認をした書類の
写しを送付してください

資格取得届の処理を行います

※1 短期在留している外国人の本人確認は、旅券の身分事項のページの写しと、⑦ 旅券の資格外活動許可証印のページ、④ 資格外活動許可書、⑤ 就労資格証明書 のいずれかの写しにより行います

※2 日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います

*本人確認の証明書については、ホームページでご確認ください

ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

年金 本人確認

検索

「ローマ字氏名届」の提出をお願いします。

平成26年10月より、外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）を提出する際には、「ローマ字氏名届」（添付書類不要）の提出も合わせて必要となります。外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。

[illegible]

- 届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- 届出後も機構から送付する通知書や全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証は、カナ氏名で表示されます。
- すでに被保険者となっている外国籍の方についても、ローマ字氏名届の提出にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

- | | | |
|----------|------------------------|--|
| ●佐賀年金事務所 | 厚生年金適用調査課
国 民 年 金 課 | TEL 0952-31-4191 (音声案内3番)
TEL 0952-31-4191 (音声案内2番) |
| ●唐津年金事務所 | 厚生年金適用調査課
国 民 年 金 課 | TEL 0955-72-5162
TEL 0955-72-5163 |
| ●武雄年金事務所 | 厚生年金適用調査課
国 民 年 金 課 | TEL 0954-23-0121 (音声案内3番)
TEL 0954-23-0121 (音声案内2番) |

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年11月分保険料の納付期限は平成30年1月4日(木)です。

事業主・健診担当者様へ

従業員様の
ご自宅に

医療機関受診すすめ

について**手紙**を
送付しております

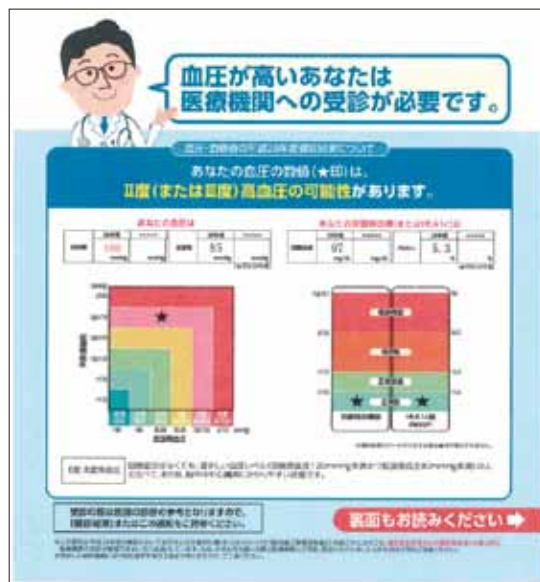
Q 右の手紙は従業員全員に送付されるのですか？

A 全員ではありません。今年度の生活習慣病予防健診を受診され血圧・血糖の項目が、要治療という結果が出た方で、かつ、まだ医療機関へ受診されていない方、が今回のお手紙の送付対象です。

事業主・健診担当者様へお願い

お手紙が届いた従業員様から受診の相談がございましたら、積極的に受診させてください！**自覚症状がない、今こそ、治療**に取り組むことが大切な時期です。**治療の機会を見逃してしまわないように！**

受診せずに放置したままだと



動脈硬化が進行

糖尿病・脳卒中・心筋梗塞など発症

従業員様の療養(欠勤)によって、負う事業所のダメージ(例)

糖尿病 **21.31日** 脳血管疾患 **55.4日** 高血圧症疾患 **13.0日**

※平均入院日数(=欠勤日数)35歳～64歳(厚生労働省平成23年患者調査)

上記の不安材料をなくすためにも
ぜひ受診していただくようおすすめください！

事業主様のメリット！

人材確保による
生産性の維持向上

事業主様のメリット！
従業員様のメリット！

医療費抑制による
健康保険料の抑制

従業員様のメリット！

健康維持による
生活の安定
(病欠回避)

従業員様の健康投資

(=お手紙がきた従業員様への受診勧奨)



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

柔道整復師の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)で健康保険が使える範囲は決められております。
例えば、「気持ちがいいから」という理由で、マッサージ代わりに利用することはできません。
健康保険が使える範囲を理解して、正しく整骨院・接骨院を利用しましょう。

柔道整復師の施術で、 健康保険の対象となる場合と、**ならない場合**の例

健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の骨折、脱臼
(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)
- 急性などの外傷性の捻挫、打撲、挫傷
(肉離れなど)

【主な負傷例】

日常生活上やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき

健康保険の対象にならない場合

- 慢性的な筋肉疲労からくる肩こり・腰痛
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)による痛み・こり
- 症状の改善がみられない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療
(応急手当を除く)
- 工作中や通勤途上でのケガ

〈施術を受ける時の注意事項〉

- ◎領収証を必ずもらって保管しましょう。領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になります。
- ◎施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。
- ◎「受領委任」の場合は、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に原則患者の自筆による記入が必要となります。



協会けんぽでは、適正な受診により医療費の削減を図るため、また保険者として適切な支給を行うために、整骨院・接骨院へかかった方へ、負傷原因や治療内容などについて照会させていただきます場合があります。

照会が届いた方につきましては、**ご自身で記入のうえ**、ご回答をお願いします。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児・介護に関する講習』

出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関する講習を行います。

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地 区	平成29年	会 場	地 区	平成29年	会 場
唐津会場	11月9日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	武雄会場	12月10日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	11月10日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	12月17日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	11月16日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀会場	平成30年1月14日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
佐賀会場	11月17日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐津会場	平成30年1月21日(日)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		
実施時間(各会場共通) 13:20受付▶13:40開始▶16:00終了予定			実施時間(各会場共通) 9:10受付▶9:30開始▶11:50終了予定		

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

11月…社会保険事務担当者の方

12月～1月…

事業所にお勤めの従業員の方
※特に50歳以上の方にお勧めします。

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 (武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀 ・ 唐津) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

加給年金額と振替加算

厚生年金の加入期間が20年以上（昭和26年4月1日以前生まれの人は15～19年）で、配偶者が65歳未満、かつ年収850万円未満の場合、年金に「加給年金額」という、いわば扶養手当が加算されます。

そして、配偶者が65歳になると加給年金額は終了し、配偶者自身の年金に振替加算が上乗せされます。

加給年金額

加給年金額が 受けられる条件

- ① 厚生年金加入期間が20年以上（昭和26年4月1日以前生まれの人は15～19年）
- ② 配偶者が65歳未満、かつ年収850万円未満

いくら 受け取れる？

年額 389,800円（配偶者特別加算額165,500円を含む）
※平成29年度の額。配偶者特別加算額は昭和18年4月2日以後生まれの場合の額。

いつから、いつまで 受けられる？

本人が老齢厚生年金を受けられるようになり、定額部分か老齢基礎年金が併せて支給されるときから

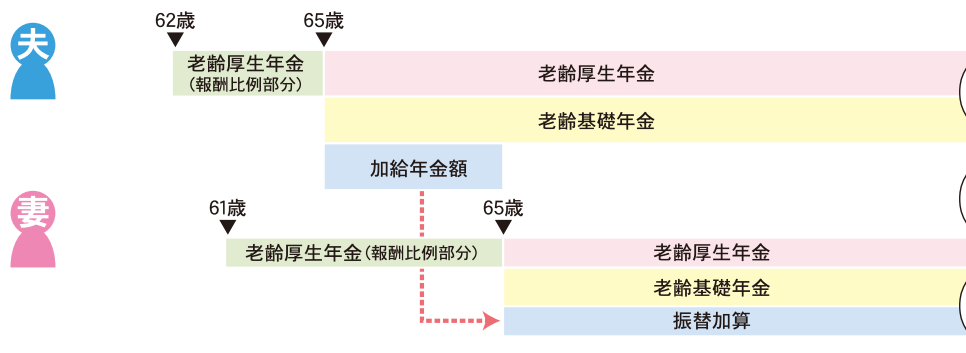
- ① 配偶者が65歳になるまで
- ② 配偶者自身に厚生年金（共済組合）加入期間が20年以上（昭和26年4月1日以前生まれの人は15～19年）あって、老齢厚生年金を受け始めるまで

※18歳に到達する年度末までの子、または20歳未満で1・2級の障害状態にある子がいる場合も、224,300円（3人目以降74,800円）の加給年金額が支給されます（平成29年度の額）。

■ 加給年金額と振替加算の例

夫 昭和30年4月2日生まれ、厚生年金加入期間は30年

妻 3歳年下の昭和33年4月2日生まれ、厚生年金加入期間は5年間



夫が65歳になり老齢基礎年金を受けられるようになったときから、妻が65歳になるまでの3年間、夫の年金に年額389,800円の加給年金額が加算されます。

妻が65歳になると加給年金額は停止され、終身にわたって妻の年金に年額32,972円の振替加算が加算されます。

振替加算(昭和41年4月1日以前生まれの人のみ)

配偶者が65歳になると、加給年金額は停止され、配偶者自身の老齢基礎年金に生年月日に応じた額の振替加算が加算され、終身にわたって支給されます。段階的に低額になり、昭和41年4月2日以後に生まれた人には振替加算は支給されません。

■ 振替加算額

※平成29年度の額

生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額
昭18.4.2～昭19.4.1	122,692円	昭25.4.2～昭26.4.1	80,748円	昭32.4.2～昭33.4.1	38,804円
昭19.4.2～昭20.4.1	116,636円	昭26.4.2～昭27.4.1	74,692円	昭33.4.2～昭34.4.1	32,972円
昭20.4.2～昭21.4.1	110,580円	昭27.4.2～昭28.4.1	68,860円	昭34.4.2～昭35.4.1	26,916円
昭21.4.2～昭22.4.1	104,748円	昭28.4.2～昭29.4.1	62,804円	昭35.4.2～昭36.4.1	20,860円
昭22.4.2～昭23.4.1	98,692円	昭29.4.2～昭30.4.1	56,748円	昭36.4.2～昭41.4.1	15,028円
昭23.4.2～昭24.4.1	92,636円	昭30.4.2～昭31.4.1	50,916円	昭41.4.2～	0円
昭24.4.2～昭25.4.1	86,804円	昭31.4.2～昭32.4.1	44,860円		

平成29年12月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	12月	12日、26日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	12月	6日、20日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	12月	1日、8日、15日、22日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	12月	5日、19日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	12月	13日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
 時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
 週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
 予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受付けております

予約申込先 希望される日の前日までに申し込みにください。

- 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎0954-23-0121



一般的な年金相談に関するお問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165 (ナビダイヤル) へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165 にお電話ください。

受付時間: 月 曜 日 午前8:30～午後7:00
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**が
わかるものをご用意ください。



※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
 ※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。
 週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



夢のある話題を。

「空飛ぶクルマ」が来年(2018年)にはテスト飛行へ!トヨタの若手有志でつくる「カーティベーター」が「2050年までに誰もがいつでも飛べる時代を創る」を目標に、陸空両用で長い滑走路や大型車庫などを必要としない世界最小の空飛ぶクルマ「スカイドライブ」の開発を進めているということです。構造は人が乗れる「ドローン」といったところでしょうか。

2020年に開催される東京五輪の開会式で「スカイドライブ」による聖火点灯を目指しているそうで、その場면을想像するだけでワクワクしませんか。(山)